

岡山県新進美術家育成「I氏賞」要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、岡山県新進美術家育成支援基金条例（平成19年岡山県条例第28号。以下「条例」という。）第3条第2項の規定に基づき、岡山県新進美術家育成「I氏賞」（以下「I氏賞」という。）の対象となる者の要件、選考方法その他必要な事項について定めるものとする。

(事業)

第2条 条例第1条に定める目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- 一 I氏賞を授与すること
- 二 受賞作家展を開催すること
- 三 I氏賞の実施に関し必要と認める美術作品を収集すること
- 四 その他知事が必要と認める事業

2 前項の事業の円滑な実施を図るため、岡山県新進美術家育成「I氏賞」事業運営委員会（以下「事業運営委員会」という。）を設置する。

(授与対象)

第3条 I氏賞の授与対象は、絵画、彫刻等の創作活動に優れた資質を示し、将来が期待される美術家であって、次のいずれの要件にも該当する者とする。

- 一 岡山県内に居住し、若しくは活動の本拠を置く者、岡山県出身者又はこれらに準ずる岡山県にゆかりのある者であること
- 二 原則として、受賞の日の属する年度の初日において18歳以上40歳以下であること

(選考及び決定)

第4条 I氏賞の受賞者の選考について審査するため、I氏賞選考委員会（以下「選考委員会」という。）を設置する。

- 2 選考委員会は、年度ごとに知事が委嘱する選考委員をもって構成する。
- 3 I氏賞の受賞者は、知事が選考委員会の意見をきいて決定する。

(I氏賞授与の時期等)

第5条 I氏賞の授与は、毎年度1回行い、大賞1件以内、奨励賞2件以内とする。

- 2 受賞者には、知事が賞状及び賞金を授与する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、I氏賞に関し必要な事項は事業運営委員会が別に定める。

附 則

- この要綱は、平成19年 8月 6日から施行する。
- | | | |
|----------|-------|------|
| 平成21年 | 6月22日 | 一部改正 |
| 平成21年10月 | 26日 | 一部改正 |
| 平成22年 | 4月 1日 | 一部改正 |
| 平成23年 | 1月 4日 | 一部改正 |
| 平成23年 | 3月25日 | 一部改正 |
| 平成27年 | 5月26日 | 一部改正 |